

# 里庄町地域くらし応援券取扱加盟店募集要項

令和4年5月  
里庄町

## 1 発行目的

新型コロナウイルス感染症による影響や原油価格、物価高騰の影響を受けた町民の家計を支援するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、町内の加盟店で使用できる「里庄町地域くらし応援券」を発行する。

## 2 事業概要

- (1) 発行元 里庄町
- (2) 商品券名称 里庄町地域くらし応援券（以下「応援券」という。）
- (3) 発行総額 約88,000,000円【見込み】（対象者約11,000人）
- (4) 交付金額 対象者1人あたり応援券8,000円分（額面500円×16枚綴り）
- (5) 対象者 令和4年7月1日において里庄町住民基本台帳に登録されている町民
- (6) 交付時期 令和4年7月末までに対象世帯へ簡易書留にて郵送
- (7) 使用期間 令和4年8月1日（月）から令和4年12月31日（土）までの5ヵ月間

## 3 応援券の取扱いについて

### (1) 遵守事項

- ア 応援券は物品の販売又はサービスの提供等の取引において使用可能となります。
- イ 使用金額が応援券の額面に満たない場合でもつり銭は支払わないものとします。
- ウ 応援券を現金に換金することはできません。
- エ 使用期間を過ぎた応援券は無効となります。

### (2) 使用対象とならないもの

- ア 製造たばこの購入
- イ 出資、債務又は振込手数料等の支払
- ウ 国税、地方税や使用料等の公租公課
- エ 商品券やプリペイドカード等換金性の高いものの購入
- オ 事業活動に伴い使用する原材料、機械類及び仕入商品等の支払
- カ 不動産に係る支払
- キ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業並びに同条第5項で定める性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ク 現金への換金、金融機関への預け入れ
- ケ 特定の宗教・政治団体・反社会的勢力と関わるもの、公序良俗に反するものへの支払

#### 4 取扱加盟店申込資格

里庄町内に店舗、事業所等を有する事業者で、町内の店舗等に限り応援券を利用可能とすることができる者のうち、次の（１）から（３）に該当する事業者を除く。

- （１）特定の宗教・政治団体・反社会的勢力と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- （２）上記３（２）「使用対象とならないもの」に記載の取引又は商品のみを取り扱う事業者
- （３）その他町長が不相当と認める事業者

#### 5 取扱加盟店の責務等

- （１）入口へ来客用の消毒液の設置や、室内の定期的な換気、ドアノブ・スイッチ・手すり等共用で使うものの消毒・清掃、従業員の手洗い・手指の消毒・マスクの着用、従業員の体調管理など感染予防対策の徹底に努めること。
- （２）取扱加盟店であることが明確になるよう町が提供する「取扱加盟店ポスター」、「取扱加盟店のぼり旗」を利用者がわかりやすい場所に掲示すること。
- （３）応援券を受け取る時は、偽造防止がない、色合いが明らかに違うなど、偽造された応援券でないかを確認し、偽造が疑われる場合には受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに里庄町企画商工課まで報告すること。
- （４）使用者が応援券で利用したものが、応援券の券面額を下回った場合、つり銭は支払わないこと。
- （５）取引において、応援券の受け取りを拒まないこと。
- （６）応援券を受け取ったときは、他の店舗や事業所での再使用を防止するため、裏面の所定欄に取扱加盟店等を記入又は押印すること。
- （７）応援券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。
- （８）使用された応援券を再び利用しないこと。
- （９）使用期間を過ぎた応援券を受け取らないこと。
- （１０）町と適切な連携体制を構築すること。
- （１１）取扱加盟店は登録事項に変更があったときは、速やかに町に届け出ること。
- （１２）使用者から受け取った応援券の盗難、紛失、滅失は、取扱加盟店の責務とします。
- （１３）町は、この要項に違約する行為が認められた場合には、換金の停止、取扱加盟店の登録取り消し等を行うことができるものとします。

#### 6 応援券の換金

##### （１）換金方法

里庄町地域くらし応援券換金請求書に必要事項を記入し、お客さまから受け取った使用済応援券の裏面に取扱加盟店名等を記入又は押印し、ミミを切り取った上で添付し、浅口商工会里庄支所に提出してください。

##### （２）換金手続き期間

令和４年８月１日（月）から令和５年１月３１日（火）まで

##### （３）その他

ア ３万円未満の場合は、浅口商工会里庄支所の窓口で現金でお支払いします。

3万円を超える場合は、換金手続きから1週間程度で指定口座へ振り込みます。  
あらかじめご了承ください。

イ 換金手数料はかかりません。

ウ 換金の請求期間を過ぎてからの請求は一切受け付けません。必ず期間中に請求してください。

## 7 申込について

### (1) 申込方法

この募集要項の内容に同意のうえ、「里庄町地域くらし応援券取扱加盟店登録申請書」に必要事項を記入し、次の提出先へ提出してください。

申込書は里庄町ホームページからダウンロードできるほか、里庄町企画商工課及び浅口商工会里庄支所で配布しています。

《里庄町ホームページアドレス》 <https://www.town.satosho.okayama.jp>

### (2) 申込期間

令和4年6月1日（水）から令和4年6月30日（木）（必着）まで

（上記の期間を過ぎても申込は可能ですが、応援券配布時のチラシには掲載できません。）

### (3) 提出先

〒719-0398 浅口郡里庄町大字里見 1107-2

里庄町企画商工課 宛

### (4) 提出書類

①里庄町地域くらし応援券取扱加盟店登録申請書

②振込口座の通帳の写し

換金資金の振込口座を確認するため、金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人（カナ）がわかる部分の写しを添付してください。

### (5) 取扱加盟店の登録料

無料

### (6) 取扱加盟店登録証明書

申請のあった事業所について、町の審査を経て取扱加盟店として承認します。町は、承認した事業所等へ「里庄町地域くらし応援券取扱加盟店登録証明書」を発行します。

### (7) その他

町内に複数店舗がある場合は、それぞれの店舗ごとに申請してください。

## 8 問合せ先

里庄町企画商工課

〒719-0398 里庄町大字里見 1107 番地 2

TEL：0865-64-3114/FAX：0865-64-3126

E-mail:kikaku@town.satosho.lg.jp